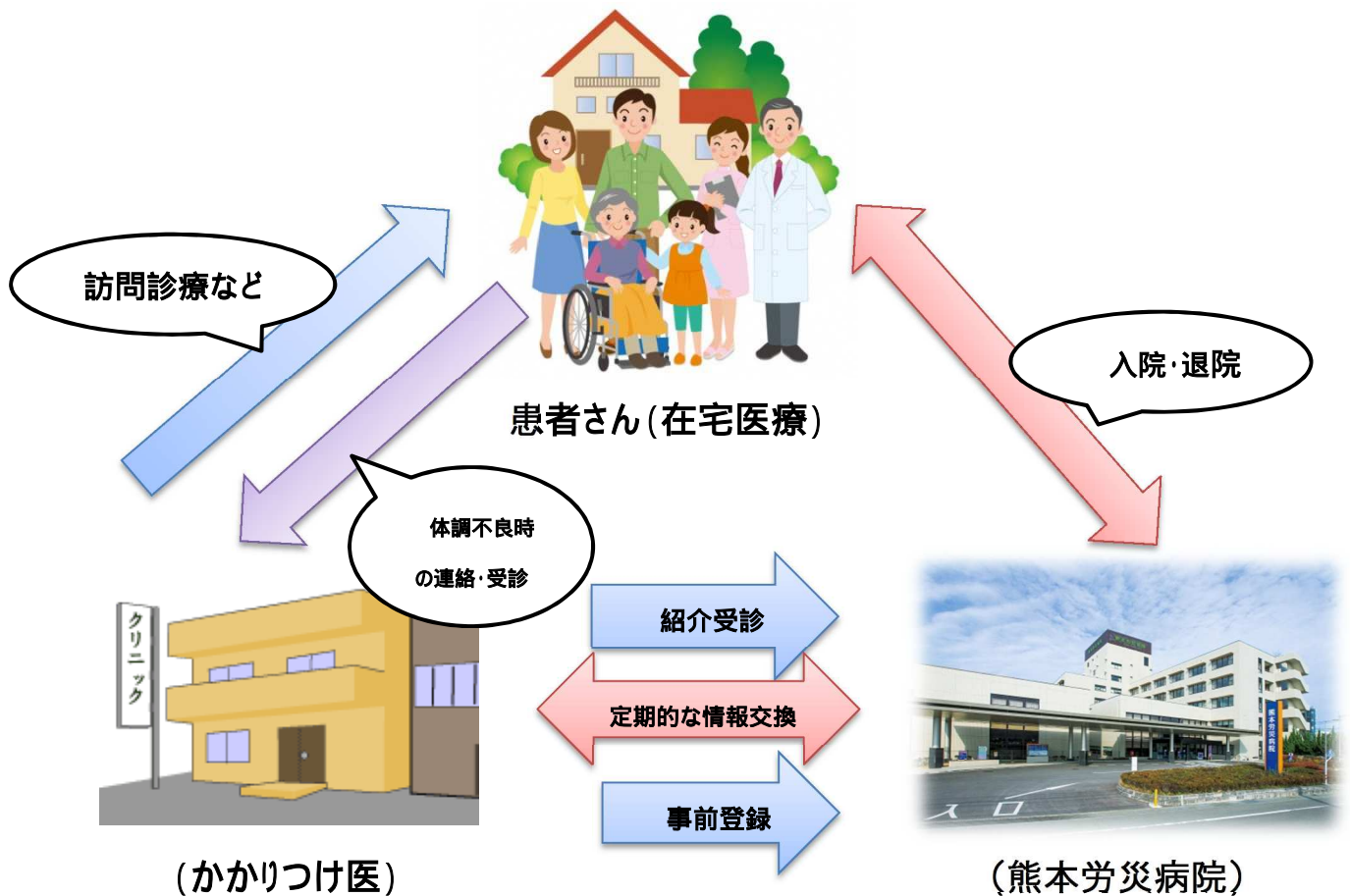


在宅療養を支援する医療連携について

在宅療養されている患者さんやご家族が安心して自宅で過ごせるように、かかりつけ医と熊本労災病院が連携し、入院が必要となった場合に24時間体制で受け入れとなります。



事前登録

熊本労災病院へ緊急入院を希望している患者さんを事前に登録します。かかりつけ医から発行される「病診連携に係る事前情報共有確認書」に署名捺印が必要です。

定期的な情報交換

患者さんに関する情報交換を定期的に行います。

体調不良時

体調が不安な場合は、かかりつけ医を受診します。

紹介受診

かかりつけ医の先生の判断で、精密検査や緊急入院が必要なとき、24時間体制で受入を行います。

入院・退院

安心して退院後の生活が迎えられるように、早期から支援を開始します。

在宅療養及び外来患者急変時の後方支援病院について

- (1) 当院は、在宅医療の提供及び通常外来患者治療を行う医療機関の求めに応じて、入院を希望する患者様の診療時間が24時間可能な体制を確保します。
- (2) 患者様には、あらかじめ「病診連携に係る事前情報共有確認書」を在宅医療機関を通し、届出を行っていただきます。
- (3) 1人の患者様が複数の医療機関に届出することはできませんので、お届けの際にはご確認ください。
- (4) 当院は、届出していただいた患者様の情報を登録し、急変時入院の必要が生じた場合に円滑な入院が出来るよう、常に病床を確保します。
また、やむを得ず当院に入院することができない場合には、当院が責任を持って入院可能な病院をさがします。
- (5) 在宅医療及び通常外来診療を行う医療機関と当院の間で、3ヶ月に1回程度、登録いたしました患者様の診療情報を共有します。

緊急時のお問い合わせ先

時間内（平日8：15～17：00）

各診療科部長

地域医療連携室

TEL：0965-33-4151（代）

FAX：0965-34-5799

時間外（平日17：00～8：15）

（土・日・祝日）

事務当直室

TEL：0965-33-4151（代）

FAX：0965-34-5799